

政治倫理の確立のための佐賀県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県規則第三十一号

政治倫理の確立のための佐賀県知事の資産等の公開に関する条例

施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための佐賀県知事の資産等の公開に関する条例施行規則

(平成七年佐賀県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

様式第三号中「先物取引の事業・雑所得」を「先物取引の事業・譲渡・雑所得」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。